

環境省施策体系及び目標体系

: 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 8 国際的取組に係る施策

- 8 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保

国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ（先導的役割）を発揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。

世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。

下位目標

国連森林フォーラム、生物多様性条約、砂漠化対処条約等に基づき、違法伐採対策等を含め、森林の保全や砂漠化の対処について積極的に国際的な貢献を行う。

下位目標

「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。

下位目標

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用した地球変動研究の促進及びアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）による政策研究の推進を図る。

下位目標

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）、UNCRD（国連地域開発センター）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。

- 8 - (2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力

開発途上国における持続可能な開発に向けた取組に対する支援などにより、国際協力における知的貢献と
そのための戦略づくりを強化し、国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ（先導的役
割）を発揮する。

下位目標

地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。

下位目標

国際協力の実施等にあたっての環境配慮や、円滑な実施のための国内基盤の整備
を行う。